

高齢者虐待防止法の基礎知識

島根県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会

高齢者虐待とは？

- 尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むこと。
- 現実には、「虐待」が問題となっています。
- 高齢者・障害者の中には、辛くても不満があっても、声を出せない人がいます。
- 平成18年4月から高齢者虐待防止法が施行
- 高齢者虐待への公的責任が明確化。在宅での高齢者虐待等については、市町村や地域包括支援センターがその対応にあたることになりました。

さまざまな虐待の形態

- 「虐待」は、暴力的な行為(身体的虐待)だけではありません。
- 暴言や無視、いやがらせ(心理的虐待)
- 必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為(介護・世話の放棄・放任)
- 勝手に高齢者・障害者の資産を使ってしまふなどの行為(経済的虐待)
- 性的ないやがらせなど(性的虐待)もあります。

自覚がない場合も少なくありません

- 「虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。
- 危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。
→特に経済的虐待・消費者被害



虐待かもしれない

- 年金があるはずなのに、お金がない、生活が苦しいと訴えている
- 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている
- 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
- セールスや営業の車が来ることが多い
- 施設やサービスの利用料が滞りがちに



高齢者虐待防止法の概略

- 正式名称は「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」
- **法律の目的(1条)**
- **高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持を目的として、①高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、②高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、③養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援のための措置**

行政等の責務

- 国及び地方公共団体の責務(3条)
- 国民の責務(4条)
- 専門職の責務(5条)
- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者には、早期発見の努力義務があります。

市町村の役割

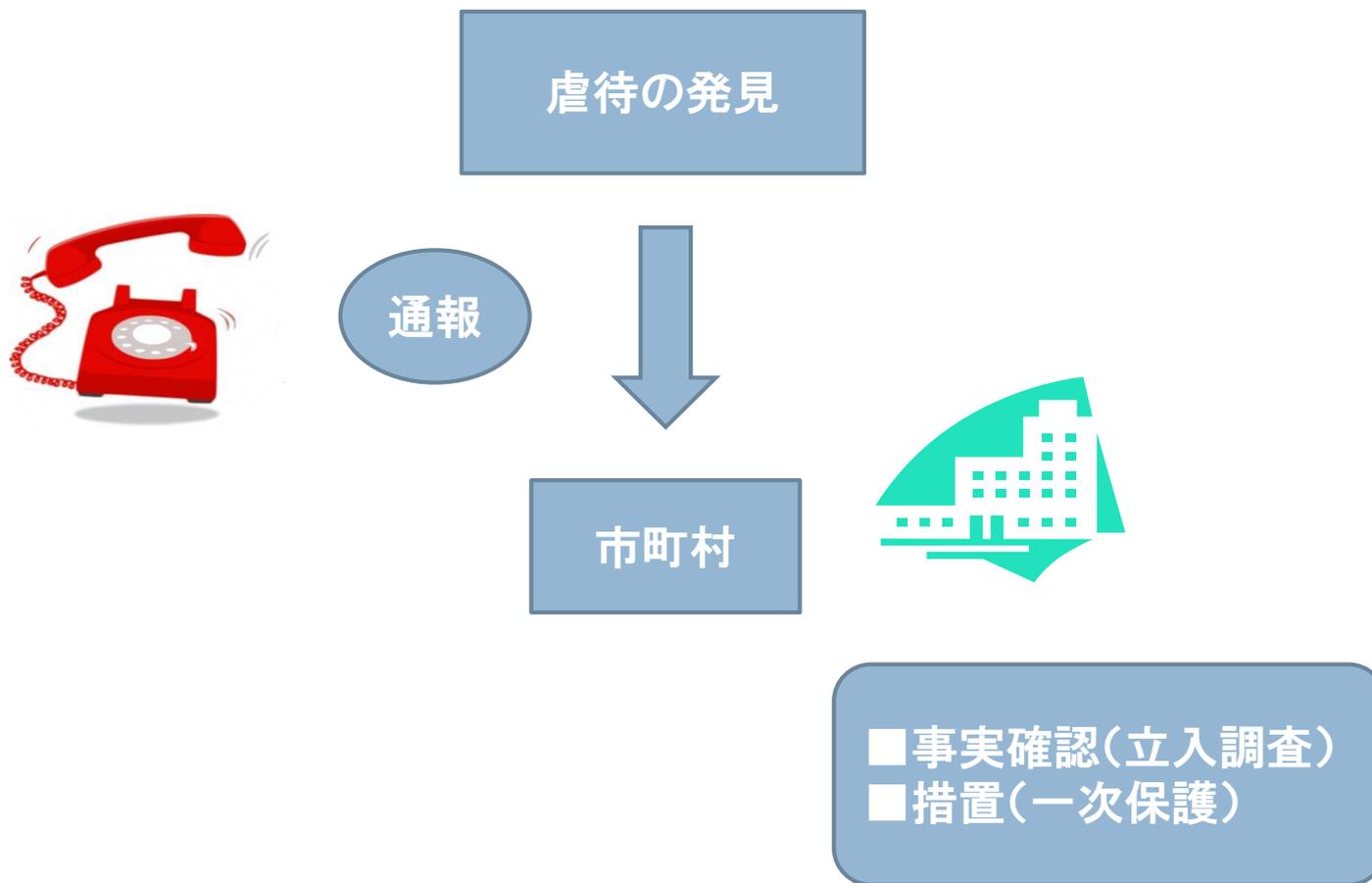
- 養護者による高齢者虐待について
 - 相談、指導、助言のほか、通報を受けた場合の速やかな安全確認、調査、協議を行う義務がある。また、立ち入り調査などを行うこともできる。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
 - 老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使
- 財産上の不当取引に関する被害の防止

都道府県の役割

- 養護者による高齢者虐待について
→市町村への援助、助言
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
→老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使
→虐待の状況、対応措置の公表



養護者(家庭)による虐待



養護者(家庭)による虐待

□ 通報義務

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

養護者(家庭)による虐待

□ 通報者の保護

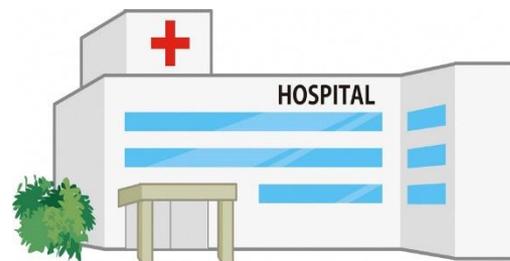
第七条

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

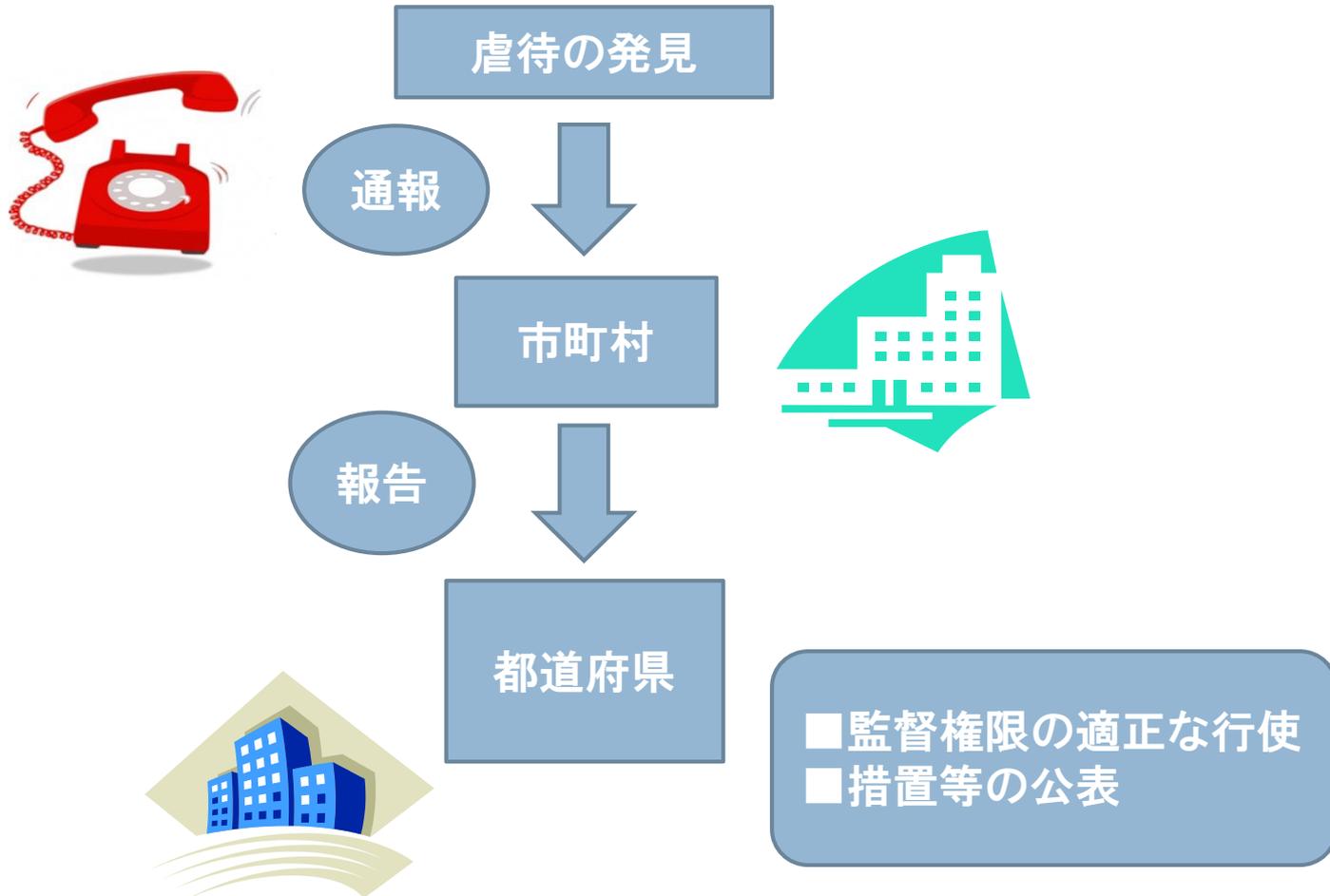
第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

個人情報保護法との関係

- 個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合は、原則として本人の同意が必要
- しかし、虐待の通報は、法律に基づく情報提供であり、「人の生命、身体又は財産の保護」のため本人の同意を得ることが困難である場合(個人情報保護法16条3項1号、2号)に該当するため、本人の同意は不要であると考えられます。



施設による虐待



施設による虐待

□ 通報義務

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（略）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

施設による虐待

□ 通報者の保護

第二十一条

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

施設による虐待

□ 通報者の保護

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。



公益通報者保護法との関係

- 公益通報者保護法は、一定の事実(通報対象)の公益通報(内部告発)に関し、「解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない」と規定しています(公益通報者保護法3条・4条・5条)
- 高齢者虐待行為は、暴行、傷害、保護責任者遺棄罪、詐欺・横領など犯罪行為になる可能性があり、これらの事実の通報は、公益通報者保護法の対象になります。



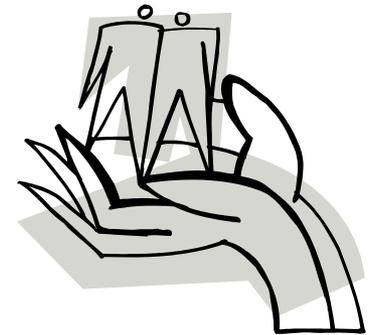
権利擁護とは？



そもそも
どこで生活し、どのように生きるか
⇒本人の自由(原則)



しかし
十分に意思を伝えることができない人々
⇒権利擁護の必要性



高齢者虐待と権利擁護

□ 事例1

市内在住のAさんは80歳代前半の女性で、軽い認知症があります。Aさんは、10年以上前に夫に先立たれ、他の親族とも音信不通で、今は市営住宅で独り暮らしをしています。

民生委員がAさんを訪問したところ、部屋には梱包されたままの浄水器や健康器具などが放置されていました。また、郵便受けには消費者金融からの督促ハガキが届いていましたが、いずれもAさんには記憶がありません。

高齢者虐待と権利擁護

□ まず考えるべきは？

行政、福祉の連携による生活費の確保

→ 口座の解約、振り込み先の変更

→ 生活保護申請など

弁護士との連携の重要性

→ 消費者被害や行政への対応

→ 成年後見制度



高齢者虐待と権利擁護

□ 事例2

Bさんは70歳代後半の男性で、高度の認知症のために市内の施設で生活をしています。ある日、Bさんの施設に、20年以上音信不通であった長男が突然現れ、Bさんの年金を担保に100万円を借り入れると、自分の借金の返済に回して行方不明になってしまいました。Bさんは年金が二年先まで半分しか入ってこないため、施設の料金も滞納しています。

高齢者虐待と権利擁護

□ 気づきと連携の重要性

→ 虐待か否かの判断は困難。

→ 研修の実施、情報提供、情報共有

→ 最終段階になって駆け込んでくることのないように気軽に相談できる体制の整備



高齢者虐待と権利擁護

□ 事例3

Cさん夫婦はいずれも70歳代後半で、以前は小さなスーパーを経営していましたが、15年以上前に倒産し、今は二人とも生活保護でゴミ屋敷のような家で生活をしています。Cさん夫婦は金銭管理が全くできず、生活保護費をすぐに使い果たしてしまいます。最近、暴力団風の男がCさんの家に現れて、お金を貸している模様です。

高齢者虐待と権利擁護

□ 専門職との連携

→ 高齢者からの高い信頼、知識・経験
見守り活動と日々の心構え

→ 一人で背負い込まないことも大事

→ 関係機関の連携については、「いつでも迅速に対応できるよう、特に配慮する」ことが法律上も求められている(16条)

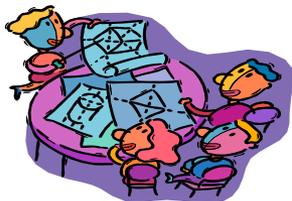
地域ネットワークによる解決



警察・行政



福祉機関



社会福祉協議会



ネットワークの形成



地域包括支援センター



法テラス



医療機関



弁護士



民生委員・NPO

高齢者虐待と権利擁護

□ 事例4

昨年、同僚の施設職員が高齢者の方に暴行を加えているのを発見したので、市に虐待の通報を行い、施設には調査が入りました。

すると、施設から突然損害賠償を請求され、さらに解雇するとも言われました。どうすればいいのでしょうか？



高齢者虐待と権利擁護

虚偽であることを認識していたり、過失があるような場合でない限り、損害賠償責任は負わないとされ、刑法上の秘密漏示罪や個人情報保護法違反などにも問われません(21条6項)。

通報を受けた市町村職員には守秘義務があります(23条)が、仮に通報の事実が発覚しても、正当な通報をした職員を解雇したり、降格などの不利益扱いをすることもできません(21条7項)。

高齢者虐待と権利擁護

□ 事例5

- 私は市の社会福祉協議会で、高齢者支援の相談員を行っていますが、先日、同居の長男から金銭搾取(経済的虐待)を受けている高齢者がいたので、市に通報し、このまま同居を続けると危険なので、養護老人ホームへの入所措置を執るよう進言しました。しかし、市から、経済的虐待は「生命又は身体に重大な危険」が生じていないから、施設入所はできないと言われました。

高齢者虐待と権利擁護

- 高齢者虐待防止法9条2項は、「生命又は身体重大な危険が生じているおそれ」がある場合に、老人福祉法10条の4項(ヘルパー派遣やショートステイ)又は11条1項(養護老人ホームへの入所措置)を行うよう規定しています。
- しかし、これはあくまで「例示」にすぎず、その他、介護サービスを自ら利用することが困難な事情があれば、身体的虐待に限らず、措置が可能であると考えられています。

権利擁護のために知っておきたい法・制度・サービス

- 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会など)
- 地域包括支援センター(保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー)
- 消費生活センター
- 成年後見制度(成年後見制度利用促進法)
- 法テラス(日本司法支援センター)



権利擁護のために知っておきたい法・制度・サービス

- 法テラスの特定援助対象者事業
- 総合法律支援法の改正(平成30年1月24日施行)により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(特定援助対象者)に対する法的支援が以下の通り拡充されます。
- (1)法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない方々に対し、資力に関わらず法律相談を実施します。なお、資力基準を超える方については、相談料をご本人に負担していただきます。
- (2)代理援助・書類作成援助の対象行為を、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等の一定の行政不服申立て手続まで拡大します。



島根県弁護士会の取組

- 高齢者・障がい者のための無料電話法律相談
- 対象は高齢者（おおむね65歳以上）、障がい者（手帳の有無は問いません）及び家族・支援者
- 日時；毎週火曜日 13時30分～16時

TEL 0120-448-110

参考文献ほか

- 大淵修一監修「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」(株式会社法研・平成20年4月15日)
- 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編「Q&A高齢者・障害者の法律問題」[第二版](民事法研究会・平成19年9月11日)
- 平田厚編「高齢者の生活・福祉の法律相談」(青林書院・平成16年11月20日)
- 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編「高齢者虐待防止法活用ハンドブック[第二版]」(民事法研究会・平成26年6月16日)